

旅費支給規程

一般社団法人東京都トライアスロン連合
2008年2月24日制定
2008年4月01日施行
2014年3月17日改定
2017年6月14日改定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京都トライアスロン連合（以下「法人」という。）理事・監事・委員及び職員等が法人業務のため出張する場合の旅費規定について定める。

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は、次の通りとする。

- ・国内出張旅費
- ・海外出張旅費

(旅費の区分)

第3条 出張にあたっては次に定める旅費を支給する。

- ・交通費
- ・日当
- ・宿泊料

(旅費の計算)

第4条 旅費は最も経済的な通常の経路によって支給する。ただし、天災その他特別の事情により、やむを得ないときは実際の経路により支給する。

- 2 経路における起点・終点は、原則として事務局所在地又は自宅とする。

(交通費の計算)

第5条 交通費は、次の区分によって別表に定める等級の料金を支給する。但し、競技大会における審判等又は行事における講師等に関し、主催者が当日派遣業務に関する日当等を支給する場合は、本規程は適用しない。

- ・鉄道料金
- ・船舶料金
- ・航空料金
- その他の交通料金

- 2 鉄道料金のうち特別急行料金、及び寝台料金は、会長が業務の都合上必要と認めた場合に限り実費を支給する。
- 3 委員会委員・職員が、理事に随行するとき又はこれに準じる場合は、交通費を支給する。

(日当及び宿泊料)

第6条 日当及び宿泊料は、出張の初日から最終日まで、歴日により出張日数、宿泊日数に応じて、別表に定める料金を支給する。

- 2 鉄道及び船舶などの交通機関において、歴日が2日にわたって乗車し、4時間以上宿泊する船車中泊となる場合は、別表に定める宿泊料の50%を支給する。

(普通出張旅費)

第7条 出張の目的、時間及び距離にかかわらず、宿泊（船車中泊を含む）を要する出張を普通出張とする。

- 2 普通出張旅費は、交通費、日当及び宿泊料とし、第5条及び第6条の定めるところにより支給する。ただし、会費その他の名目ですでに旅費相当額を支給している場合は、重複する部分の旅費は支給しない。

(近接地出張旅費)

第8条 出張目的にかかわらず、出発の当日帰着できる出張であって、次の条件を満たすものを近接地出張として旅費を支給する。

- ・事務局所在地より100キロメートル以上の地域
- ・鉄道及び船舶航空機により片道所要時間が1時間以上の地域

(近接地出張旅費の計算)

第9条 近接地出張旅費は、交通費及び日当とし、第5条及び第6条の定めるところにより支給する。

- 2 近接地出張者が、業務の都合上やむを得ない事由によって宿泊の必要が生じたときは、普通出張に準ずるものとして、第6条に定める旅費を支給する。

(出張の命令)

第10条 出張するときは、あらかじめ所定の用紙に記入のうえ、会長に提出し、承認を得なければならない。

(旅費の仮払い)

第11条 出張者は、前条の承認を得たときは、出張に要する費用の全額の仮払いを受けとることがきる。

(旅費の精算)

第12条 出張者が出張先から帰着したときは、すみやかに復命し2週間以内に旅費の精算をしなければならない。

付 則

この規程は、理事会議決の日から施行し、2008年4月1日から適用する。

別表 (第6条)

資 格 区 分	交 通 費				日 当	宿 泊 料 (上限)
	鉄 道	船 舶	航 空 機	そ の 他		
理事・監事 職員・委員	普通	普通	エコノミ・クラス	実 費	5,000 円	10,000 円

※ 事業・行事の主催者が負担するものは除く。

※ 宿泊料については、地域の特性等を考慮し出張決裁者の許可により、上記上限を超えて実費にて精算することができる。

以上